

第138回佐世保市都市計画審議会開催結果について

1. 議決事項

- 第1号議案 佐世保都市計画道路（3・4・2号 佐世保縦貫線）の変更について【長崎県決定】
- 第2号議案 佐世保都市計画公園（3・3・2号 福石観音公園）の変更について【佐世保市決定】

令和5年11月10日（金）に開催した第138回佐世保市都市計画審議会において、上記議案が**原案のとおり議決**されました。

2. 議案内容

●第1号議案 佐世保都市計画道路（3・4・2号 佐世保縦貫線）の変更について

佐世保縦貫線（国道204・35号；春日町～日宇町）の未整備区間（国道35号；潮見交差点付近～福石町交差点）は、昭和21年に6車線、幅員36mで都市計画決定しているものの、事業化されず現在に至っている。こうした中、平成30年3月、並行路線の西九州自動車道の4車線化が事業化されたことに伴い、改めて周辺の幹線道路ネットワークを加味した将来交通量推計を行ったところ、当該区間については、現道の4車線で交通処理上の支障がないという結果が得られた。

これに基づき、未整備区間の車線数を4車線に、幅員を20mに変更し、併せて、円滑な道路交通を確保するため、バス停車帯の設置や交差点改良などを加味した道路区域を定めるもの。



図1 佐世保縦貫線（未整備区間） 変更計画図

●第2号議案 佐世保都市計画公園（3・3・2号 福石観音公園）の変更について

福石観音公園は、都市内に残存する緑地として、良好な自然的景観を享受することができる散策や休息、憩いの場として利用されている近隣公園である。

今回、第1号議案の佐世保都市計画道路（3・4・2号 佐世保縦貫線）における福石町交差点の改良計画による道路区域の変更に合わせて、当該公園区域の一部を廃止するもの。



図2 福石観音公園 変更計画図